

第十六部

第二回 参議院財政及び金融委員会會議録第四十六号

昭和二十三年六月三十日(水曜日)

本日の會議に付した事件

○損害保険料率算出團體に関する法律案(内閣送付)

○物資の割当に関する手数料等の徴収に関する法律案(内閣送付)

○簡易生命保険事業における戦争危険に因る死亡に基く保険金の支拂による損失の補てんに関する法律案(内閣送付)

○製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○貿易資金特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

午前十一時三十九分開會

○委員長(黒田英雄君) これより委員會を開會いたします。先ず損害保険料率算出團體に関する法律案並びに簡易生命保険事業における戦争危険に因る死亡に基く保険金の支拂による損失の補てんに関する法律案、物資の割当に関する手数料等の徴収に関する法律案、この三案が予備審査のために付託に相成りましたのでありますから、この三案について、政府より提案理由の説明を求めたいと思ひます。

○政府委員(藤下政一君) 最初に損害保険料率算出團體に関する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

損害保険事業の保険料率は、過去の損害率、將來の損害発生の手想及び経費率によつて定められますが、損害発生の手想の中には、周期的に大火など

の異常災害が起ることも考慮に入れる必要が有ります。而して損害保険の対象は、建物、家財、機械、設備、原料、商品、船舶、運送品、積荷、入体に対する傷害その他多岐に亘り、損害の程度は建物の構造、その用途、水利、消防施設、地勢、氣象、商品の性質、船舶の構造、航路の状況、施設管理の良否、人心の動向等極めて複雑な要素によつて左右されるのであります。この故に損害保険については、廣汎な資料と、専門的知識と、多年の経験とを蓄積して初めて合理的であり、受当であり、且つ公平な保険料率を求めることができるのであります。前に申述べましたような複雑多岐な要素により保険料率が算出されるということ、その原價計算が必ずしも主観的な測定が行われる余地があることを意味するものであります。従つて保険料率の算出を各個の保険会社の自由と委せるときは、保険料率は保険会社間の過度の競争により知らない間に不当に切下げられる傾向を有するものであります。かくて一たび異常災害が起りますと、損害額が保険会社の担保力を超過し、保険契約者及び被保険者に迷惑を及ぼし、延いては損害保険事業の信用を傷つけるに至るのであります。このことは過去の経験に徴しても明らかであります。現在の保険業法では、保険料率を大蔵大臣の認可に係わらせる外、その第十一條において保険料率の統制協定を認め、又大蔵大臣は保險会社に対し統制協定を命ずること

もできることになつておるのであります。独占禁止法の制定後においても、「独占禁止法の適用除外に関する法律」により昨年十月三十一日まではこの保険料率の統制協定に関する保険業法第十一條は独占禁止法の適用から除外されておりました。併しながらこの規定は同業者間の自治協定を公認し、促進するものであり、明らかに独占禁止法の精神に反するので、昨年十一月後の事態については適切な対策を講ずる必要があつたわけであり、保険業法の全面的改正の際これを解決する予定となつていたのであります。が、保険業法の改正が急速に進まない關係上、本件を切離して至急処理することが必要となつて参りました。これが対策といつたことは、公正な科学的保険料率を算出する損害保険料率算出團體の設立を認め、損害保険会社が任意その会員となることにより、合理的保険料率を利用し得る途を開くと共に、他面において料率團體の構成、業務の運営についても適切な規則を加え、業者間の自由競争を不当に抑制せしむるにすることが適當であると考へられるのであります。かくして損害保険事業の健全な発達及び保険契約者等の保護を図り、併せてこの法律に基く正当な行爲については、独占禁止法の適用を排除しようとするのがこの法律案を提出する理由であります。法案の大意は次の通りであります。

第一に、損害保険料率算出團體は、公正且つ合理的な保険料率を算出し、

第二に、會員が料率團體の算出した

第三に、料率團體をして保険料率算

第四に、料率團體に対する大蔵大臣

第五に、保險業法第十一條の統制協

政府において管理いたしてあります簡易生命保険の事業につきましては、御承知のごとく、郵便年金事業と併せて簡易生命保険及郵便年金特別會計といふ一つの特別會計を設けまして、これを保險勘定及び年金勘定に区分して管理しては、今度の戦争に因る死亡事故に対する保険金の支拂が、これらの被保険者のために積立てた預立金を超過いたしましたことによりまして、昭和二十二年度末まで、四億七千三百二十余万円の損失を生じたのであります。この損失の生じた理由は、主として保険料の料率の引上を行わなかつたことに原因するものであります。即ち保險数理上から申しますれば、御承知のごとく、今次の戦争のごとき保險上の危険率の極めて大きい危険が新たに生じて参りました場合におきましては、その危険の率に相應する保險料を増徴する必要があるものであります。が、当時の諸般の事情からいたしまして、戦争危険率を加味した保險料に改正することなく、戦前の保險料を以て、引續き契約を締結して参りましたことに基因するのであります。尙、民間經營の生命保險及び損害保險につきましても、簡易生命保險に比べると同様の事態が生じたのであります。が、これらに対しましては、生命保險中央會法、損害保險中央會法等に基きまして、その損失は國庫においてこれを補償することとなつておりましたこと、御承知の通りであります。簡易生命保險事業における昭和二十二年度末

までに生じた戦争危険に基く損失の額は先に申上げました通りであり、海外からの同胞の引揚げが促進いたしましたので、保険事故発生の実績が逐次判明して参りますので、昭和二十三年度におきましては、約一億二千万円の損失が生ずると見込まれますが、昭和二十四年度以後におきましても引き続き相当額の損失が生ずると予想されますが、かくては簡易生命保険事業の運営に多大の支障を来すこととなり、民間保険事業における損失の補償とも脱み合せまして、今回本法によりまして簡易生命保険事業における戦争危険に基く損失は、一般会計の負担において、これを補てんすることと致し、これに必要な措置を講じようとするのであります。即ち保険勘定における今次の戦争に基く損失は、本事業運営の事情に顧みまして、昭和二十二年年度末までに生じた損失額四億七千二百二十余万円につきましては、一般会計の負担においてこれを補てんすることとし、昭和二十三年度において生ずると推定されます損失額一億二千万円につきましては、今後戦争危険に基く事故に対する保険金の支拂を現金を以てしなければなりません。関係上、一般会計から特別会計の保険勘定に対する現金による繰入を以てこれを補てんいたす所存の下に、過般提出いたしました昭和二十三年度一般会計予算及び昭和二十三年度特別会計予算に必要な額を計上したのであります。尚昭和二十四年度以後におきまして生ずると予想されます損失額の補てんにつきましても、逐次、昭和二十三年度までの分に対すると同様な措置を

取る所存であります。尚先に申上げました交付公債につきましては、政府において、これを交付するに必要な額に相当する公債の発行権限を得る必要がありますので、これに関する規定を本法律案中に設けておりましたが、更に戦争危険に基く損失の範囲、損失額の決定方法及び損失の補てんの時期に関する規定も本法律案の中に設けた次第であります。以上の理由によりましてこの法律案を提出した次第であります。

最後に、物資の割当に関する手数料等の徴収に関する法律案提案の理由を御説明申し上げます。臨時物資需給調整法に基く命令の規定による生産用資材の割当事務に要する経費につきましては、現在全額國費を以て賄つておるのであります。この経費は相当の額に上り、これを本年度の予算について見ますと、凡そ十九億円と相成つておるのであります。この割当事務は、直接には当該資材の割当の申請をする者又は割当を受けた者の利益のために行われるのでありますから、一種のサービス料としてこれらの受益者から一定の申請手数料及び割当料を徴収して歳入の増加を図り、これを以てこの事務の取扱に要する経費の財源に充てることとが、現在の財政状況から考えて、適当であると認められますので、本法に基いて申請手数料及び割当料を徴収することにいたしましたのであります。尚申請手数料等の徴収を確実にするため、申請手数料に相当する金額の収入印紙を貼らない割当申請書は、これを行政機関において受理しないこととし、又割当公文書に割当料に相当する金額の収入印紙を貼らないで、割当

資材の取引を行なつたとき、及び当該収入印紙に消印を押さないで取引を行なつたときは、当該割当公文書を無効とするものとす、併せ規定いたしましたのであります。以上の理由によりましてこの法律案を提出した次第であります。どうぞ御賛成あらんことを希望いたします。

委員(黒田美雄君) これらの法案につきましても御質疑は又後にお願ひいたしたいと思ひます。次に、製造たばこの定價の決定又は改正に関する法律案を議題といたしました。本法案はすでに質疑終了に相成つておるのでありますけれども……速記を止めて。

〔速記中止〕

委員(黒田美雄君) 速記を始めました。只今製造たばこの法律案を申上げました。先程政府委員から提案理由の説明のあつた三案につきまして御質疑のある方は御質疑を願ひます。

委員(黒田美雄君) この損害保険料率算出団体に関する法律案ですが、この提案理由の説明にもあつたのですが、業者が自治協定をやることは独占禁止法の違反になるので、併し自由競争に委し置いていただくというのでこの法律案を出したというのですが、この法律案そのものは大企業者の自治協定と同じぢやないですか。その辺はどうなんでしょうか。

説明員(長崎正造君) これは保険会社を会員とする同業者団体であります。大蔵大臣に対する認可の申請は保険業法によつて個々別々に申請しなければならぬというような建前になつております。それからその他公開的措

置を取らせるとかいうようなことをいたしまして、私的独占とかカルテルにやつて消費者に損害を與えるというやうなことが成るべくないようにしていくわけでありませう。まあ要するにこれは一方において損害保険会社が料率の協定に協力することを認め、他面において独占禁止法に反することを認めないよう規制するといふやうな建前になつております。で、会員はこの料率団体から脱退することもできる。アウトサイダーも認めるといふやうな建前になつておるわけでありませう。

委員(黒田美雄君) そうしますとアウトサイダーを認めることになれば、やつぱり自由競争的なことになりませうから、非常に僕は協力的法律案ぢやないかと思ふのですが……

説明員(長崎正造君) そういう妥協的な法律案なんです。

委員(黒田美雄君) 併しアウトサイダーを認めるという建前の上には、実はアウトサイダーを認めないことになるのでしやう。運営上は……

説明員(長崎正造君) そういうこともあり得るので、そういう場合には独占禁止法上実質的にと申しますか、事業活動で同一歩調を取るといふ場合も起り得るので、そういう場合にもこの法律に基くものについては独占禁止法の適用を……併し建前としてはどこまでもアウトサイダーを認めるし、大蔵大臣に対する認可の申請は個々別々に申し得るといふので、不当にこゝう料率団体というやうなもの、会員を拘束するといふことがないやうに考慮を拂つております。こゝういふものであります。

委員(黒田美雄君) 独占禁止法に精神を一

面において蹂躪したやうな性質のものですね。

説明員(長崎正造君) 法規の建前といたしましては、実質的に現在の保険業法を改正して行くといふことになつておると思ひます。後はその時の事情によつて大蔵大臣が同一料率を会社が採用して来た場合に、それをそのまま認可するといふ、協定といふやうなことが起ると想像されます。協定といふよりは統一的料率が採用されるといふことも想像されます。現在實際問題としてはそういうやうな状態が起るのではないかと思ひます。

委員(黒田美雄君) それからこの物資の割当に関する手数料の徴収に関する法律案ですが、この申請に手数料を取るといふことはどうかと思ひますが、財政上の理由で取つてもいいのだというの認可という方も迅速に取運ぶやうなこととも一方において考えないといふことと思ひます。手数料ばかり取つて、認可申請はいつまでも引延ばして置くといふやうな、今までのやり方を改めさせんと、片手落ちになると思ひます。そういう点は何か考へておられますか。

政府委員(村上二電) 只今の御質問にお答え申し上げます。実はその点につきましてはは実務担当官廳の方からお答え申上げることが適當であるかと存じますが、一體私からお答え申し上げます。その点につきましては御承知のやうに臨時物資需給調整法に基きます指定生産割当事務と申しますか、昨年の確か暮であつたと思ひます。始めました当初は事務当局も非常に不慣れといふやうな点もありまして、只今御指摘がございましたやうに、なか／＼割当事務がス



込も立てておるのが私共の修正案を提出いたしました理由であります。

修正案の内容は、両切たばこの「ピース」は、單位十本でございまして五十円に振置き、それから「龍」は十本四十円でございまして三十五円、「ハッピー」十本三十円でございまして二十五円、「きんし」十本十一円ありましたのを六円、それから刻みたばこは「きんぎょう」を三十グラム二十円、「みり」を三十グラム十五円、手巻用刻み「たばこ」のぞみ「三十グラム十五円、このように止どめたい。こういう考えでございます。以上修正案の提案理由並びにその修正案の全部を御説明申上げた次第であります。

○中西助 私は今出されました修正案に賛成するのではありませんが、少し今日の政府が採つておる「たばこ」政策について我々の考えを述べたいと思ひます。

この「たばこ」の今日の値上或いは又「たばこ」の價格自体が全く大衆課税であるということについては殆んど異議はないと思ひます。その点については先程栗山委員からも非常に明瞭に述べられております。政府はこの度これを値上するに當りまして、「たばこ」は嗜好品であるというふうなことを構想しておりまして、こういうことは全くでたためである。明らかに大衆課税だと思ひます。そうしてこれが我々の生活を非常に影響を持つことは極めて当然であります。尙私は申上げたのは、恐らく政府は財源が他にないために止むを得ない措置だというふうなま言つておるのだからと思われまふので、果して財源がないのかという点、そして政府の今日のこの値上それ自身に大

きな矛盾があるという点を私は強く指摘したいと思つております。今日においてもよく財源がない、あるということが非常に問題になっておりますが、今の政府の立場は大衆課税によつては幾らでも財源はあるけれども、その他の財源はないというふうなはずきりした建前であつて、これは昨日もこの委員会においても所得税の見積りについて木村委員から非常なはつきりした意見が述べられておるところを見ましても、我々は「たばこ」を値上げして得られる税金の額ぐらひは所得税の方で簡単に産み出すこともできると思われまふが、それはともかくといたしまして、現に今の政府の「たばこ」政策自体は非常な矛盾があると思ひます。又非常に下策であると思われまふので、あります。

第一に農民、即ち「たばこ」を作つておる農家に対する買上價格というものが全くなつておらない。これが生産費を償わないということも、これははつきり指摘されております。従つてここに闇の根拠ができるわけでありまふ。いろいろ方法で闇が「たばこ」を作つておる。農家からの横流しが行われておる。農家からの横流しは農家とその「たばこ」の闇集買者との間に暗黙の契約があつて、夜になつて頻々として「たばこ」の葉が盗まれというふうな方法で、横流しに行われております。これは明らかに今の政府の「たばこ」買上價格が非常に低價である。そのために農民は或る場合には決定的にも「たばこ」を横に流す、これは米の場合と全く同じであります。このために政府として増産もできないというふうな状態になつておると思われまふ。従つ

て又他方においてこういうふうな状態でも、即ち闇が横行するというふうな状態でも「たばこ」の値上をする、更にその値上自体によつても今度は余計に闇を繁榮させるわけでありまふ。今日いわゆる私設専賣局と称せられるものが極めて廣汎に横行しておつて、その類が相當の數に達するということは、これは誰でも知つております。ですからこの度の値上は「たばこ」の収益それ自体さへも減少してしまふというふうな感策であります。でありますからこれを要約いたしますと、一方においては、我々勤労大衆の非常な大きな負担になるだけではなくて、同時に「たばこ」を作つておる農民自身の生活さへ何らこれによつて改善はされなないどころか、反対に闇「たばこ」をますます横行させる結果、究極においては我々自身は非常に損をしてゐるのに政府には収益が入つて来ない、こういうふうな結果に達するだらうと思つておる。これが結局専賣局においても労働者からも反対があり、当局においても余り喜ばれない原因だと思つておる。我々といつたしましてはこういう矛盾をみす／＼見逃がして「たばこ」値上に賛成するといふことは、非常に全くできないことであつて、絶対に「たばこ」のこの問題を深刻に正しく正直に良心的に考へてやる人ならば、誰もこういうふうな下手な、ただその場その場で財源がないために、ここに見出すというふうな政府のやり方に対しては、絶対賛成ができないじやないかと我々は考へます。そういう意味で私達は何と根本的にこの「たばこ」の問題を考へなければならぬ。それに対しては政府の農民に対する政策それ自

体も、本當に変えて行かなければいけないし、今日のこういうふうな闇の横行に対する政府の政策それ自体も、根本的に考へて行かなければならぬと思つておる。これを今勤労大衆が非常に要望しております。

ともかくも「たばこ」は價格は振置きにして欲しいという熱烈な要求、これは今日物價値上反対運動として議會外において非常に大きく盛り上つておるのではありませんが、そういう要望に應じて、我々は少くとも栗山委員の修正案に賛成したいし、又賛成することが決して政府を困らせることであるとか何とかいうふうなことはなくして、眞に「たばこ」政策そのものを本當に確立して行く第一歩だと思ひますので、私はそれに賛成したいと思つておる。私にその山田佐一君 ちよつと一遍速記をやめて貰いたい。

○委員(栗山英雄) ちよつと速記を止めて。  
○委員(栗山英雄) 速記を始め。それではこの程度で休憩いたします。午後の開会時間は又あすに揭示しますから、どうぞ御承知願ひます。  
午後零時三十三分休憩

午後三時一分開会  
○委員(栗山英雄) それではこれより休憩前に引き続きまして財政及び金融委員会を開会いたします。これより懇談会に移ります。  
午後三時二分懇談会に移る

午後三時五十分懇談会を終る  
○委員(栗山英雄) それでは懇談会を終りまして討論を続けます。栗山委員からの修正案と、中西委員からの

それに対する賛成の御意見の発表があつたんですが、他に御意見ございませうか。  
○山田佐一君 私は栗山委員が修正意見を出されまして、大体の趣旨においては、徒らに價格を上げて増収を図るということが、今日の状態から見ても如何かと思つておる。大体私の原案は栗山君の原案と趣旨は一緒であります。数字の上において相違があるのではありません。それは販賣價格において軒並みに二割引下、買入價格において「たばこ」の二割價格を引上げて買入れる。而してこの歳入の欠陥は生産能力の増加を図つて、一割乃至二割の生産増加を図つて財源のパランを取る、こういう案を提出いたしました次第であります。今日の「ピース」の賣行状態から申しましても、この上の値上をされるということは如何かと思つておる。そして徒らに政府は低物價政策、インフレ抑圧と口を言いつつ、このインフレの先がけをするような「たばこ」の値上を率先いたすということは、私はその趣旨の上においてどうかと思つておる。民間は直きは何倍になつたといつと、「ピース」二つ幾らだ、「たばこ」二つ幾らだといふことは、すべての民間取引の上において影響を及ぼすのでありますから、この上に財源がないからと言つて直ちに「たばこ」の値上をする、而も嗜好品であるから前だといふ御趣旨であります。これにも或る程度の價格には限界点があると思つておる。尙一層政府は又この上において物價騰貴をやつて、幾らでも物價を上げて行くのだ。今の六十円にせよ、今は賣行が止まるかも知れないが、その中に幾ら



果して財源がないのかという点、そして政府の今日のこの値上それ自身に大府として増産もできないというふうな状態になつていゝと思われまゝ。従つて、問題は考えなければならぬ。それに対しては政府の農民に対する政策それ自身を終わらして討論を続けまゝ。栗山委員からの修正案と、中西委員からの

でも物價が又改訂されれば購買力ができるといふ見解ならば別であり、それが、そうならば曾ての政策と矛盾すると思ふのであります。その意味におきまして原案の「たばこ」の賣價から二割引下げ、而して農家の葉たばこ製造家の今の原價では引合わないのでありますから、これに対しても二割の價格を引上げて、而して農家の供出意欲を刺激して、喜んで供出させるようにして、而して脱税と密作、圍「たばこ」の撲滅に資して貰いたいと思ふのであります。右修正案を提出いたします。

○栗川タマエ君 先程から私は「きんし」に加工をいたしまして、少し値段を高くして、高い値段のものを引下げると、それから「きんし」と高い「たばこ」との内容を入れ混ぜましていふような案を申しましたが、「きんし」そのものが分量が少いので大した効果はないといひますと、残る案は、高く賣つておる「たばこ」の中に混ぜ物をするのであります。その混ぜ物は只今「いたどり」といふようなものだけを入れられておりますが、民間にはもう少しいろいろな物でたばこの代用をつとめられるやうな物があるやうに聞いておるのであります。専門家の専賣局の方はきつと御存じ、御存じでなければ至急に聞き合ふ方法もあると存じますが、何か少し混ぜて、少し質を悪くしてでも値段を下げる方がよいと思ひますが、これが採入れられればよし、採入れられなければ別の案がございませぬ。

○委員(黒田英雄君) ちよつと速記を止めて。

○委員(黒田英雄君) 速記を始め

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。それでは委員長が議院に提出する報告書につきまして、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名を願ひます。

〔多数意見者署名〕

○委員(黒田英雄君) 次に貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして御審議を願ひます。本案につきまして御質疑はございませぬか。

○中西功君 これはこの前予算委員会の質問で、この問題が問題になりました。そして一應今後起つて来る状態を予想して考えて見ると、ここに書いてある額程要らない。即ち二十七、八億ぐらいでよろしいのだというふうな答弁があつたのであります。商工省當局のそういう答弁が實際あるのであります。ですから、これは私おかしなところだと思ふのです。その点はつきりさせて貰ふ必要があると思ふのです。

○政府委員(新井茂君) 只今の質問にお答えいたします。私予算委員会にちよつと出ておりませんので、その答弁の内容については承知いたしておりませんが、先般お手に御配付いたしました資料にもあります通り、本年度におきましては約四十八億程度の赤字になる予想でございまして、その資金を保障なく賄ひまして、輸出に支障なからしめましますために、約五十億の限度において本資金を獲得する必要がある、かように存じます。

○中西功君 ですからそんなふうに向方の答弁が喰違つておる。而もこれは事務當局の方なんです。答弁が喰違つておるといふのは非常に困るのでございませぬ。その答弁の内容は翌日の日本経済新聞にも載つておりました。

○委員(黒田英雄君) 速記を止めて。

【速記中止】

○委員(黒田英雄君) 速記を始め

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。それでは委員長が議院に提出する報告書につきまして、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名を願ひます。

〔多数意見者署名〕

○委員(黒田英雄君) 次に貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして御審議を願ひます。本案につきまして御質疑はございませぬか。

○中西功君 これはこの前予算委員会の質問で、この問題が問題になりました。そして一應今後起つて来る状態を予想して考えて見ると、ここに書いてある額程要らない。即ち二十七、八億ぐらいでよろしいのだというふうな答弁があつたのであります。商工省當局のそういう答弁が實際あるのであります。ですから、これは私おかしなところだと思ふのです。その点はつきりさせて貰ふ必要があると思ふのです。

○政府委員(新井茂君) 只今の質問にお答えいたします。私予算委員会にちよつと出ておりませんので、その答弁の内容については承知いたしておりませんが、先般お手に御配付いたしました資料にもあります通り、本年度におきましては約四十八億程度の赤字になる予想でございまして、その資金を保障なく賄ひまして、輸出に支障なからしめましますために、約五十億の限度において本資金を獲得する必要がある、かように存じます。

○中西功君 ですからそんなふうに向方の答弁が喰違つておる。而もこれは事務當局の方なんです。答弁が喰違つておるといふのは非常に困るのでございませぬ。その答弁の内容は翌日の日本経済新聞にも載つておりました。

○委員(黒田英雄君) 速記を止めて。

【速記中止】

○委員(黒田英雄君) 速記を始め

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。それでは委員長が議院に提出する報告書につきまして、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名を願ひます。

〔多数意見者署名〕

○委員(黒田英雄君) 次に貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして御審議を願ひます。本案につきまして御質疑はございませぬか。

○中西功君 これはこの前予算委員会の質問で、この問題が問題になりました。そして一應今後起つて来る状態を予想して考えて見ると、ここに書いてある額程要らない。即ち二十七、八億ぐらいでよろしいのだというふうな答弁があつたのであります。商工省當局のそういう答弁が實際あるのであります。ですから、これは私おかしなところだと思ふのです。その点はつきりさせて貰ふ必要があると思ふのです。

○政府委員(新井茂君) 只今の質問にお答えいたします。私予算委員会にちよつと出ておりませんので、その答弁の内容については承知いたしておりませんが、先般お手に御配付いたしました資料にもあります通り、本年度におきましては約四十八億程度の赤字になる予想でございまして、その資金を保障なく賄ひまして、輸出に支障なからしめましますために、約五十億の限度において本資金を獲得する必要がある、かように存じます。

○中西功君 ですからそんなふうに向方の答弁が喰違つておる。而もこれは事務當局の方なんです。答弁が喰違つておるといふのは非常に困るのでございませぬ。その答弁の内容は翌日の日本経済新聞にも載つておりました。

○委員(黒田英雄君) 速記を止めて。

【速記中止】

○委員(黒田英雄君) 速記を始め

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。それでは委員長が議院に提出する報告書につきまして、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名を願ひます。

〔多数意見者署名〕

○委員(黒田英雄君) 次に貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして御審議を願ひます。本案につきまして御質疑はございませぬか。

○中西功君 これはこの前予算委員会の質問で、この問題が問題になりました。そして一應今後起つて来る状態を予想して考えて見ると、ここに書いてある額程要らない。即ち二十七、八億ぐらいでよろしいのだというふうな答弁があつたのであります。商工省當局のそういう答弁が實際あるのであります。ですから、これは私おかしなところだと思ふのです。その点はつきりさせて貰ふ必要があると思ふのです。

○政府委員(新井茂君) 只今の質問にお答えいたします。私予算委員会にちよつと出ておりませんので、その答弁の内容については承知いたしておりませんが、先般お手に御配付いたしました資料にもあります通り、本年度におきましては約四十八億程度の赤字になる予想でございまして、その資金を保障なく賄ひまして、輸出に支障なからしめましますために、約五十億の限度において本資金を獲得する必要がある、かように存じます。

○中西功君 ですからそんなふうに向方の答弁が喰違つておる。而もこれは事務當局の方なんです。答弁が喰違つておるといふのは非常に困るのでございませぬ。その答弁の内容は翌日の日本経済新聞にも載つておりました。

○委員(黒田英雄君) 速記を止めて。

【速記中止】

○委員(黒田英雄君) 速記を始め

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。それでは委員長が議院に提出する報告書につきまして、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名を願ひます。

〔多数意見者署名〕

○委員(黒田英雄君) 次に貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして御審議を願ひます。本案につきまして御質疑はございませぬか。

○中西功君 これはこの前予算委員会の質問で、この問題が問題になりました。そして一應今後起つて来る状態を予想して考えて見ると、ここに書いてある額程要らない。即ち二十七、八億ぐらいでよろしいのだというふうな答弁があつたのであります。商工省當局のそういう答弁が實際あるのであります。ですから、これは私おかしなところだと思ふのです。その点はつきりさせて貰ふ必要があると思ふのです。

○政府委員(新井茂君) 只今の質問にお答えいたします。私予算委員会にちよつと出ておりませんので、その答弁の内容については承知いたしておりませんが、先般お手に御配付いたしました資料にもあります通り、本年度におきましては約四十八億程度の赤字になる予想でございまして、その資金を保障なく賄ひまして、輸出に支障なからしめましますために、約五十億の限度において本資金を獲得する必要がある、かように存じます。

○中西功君 ですからそんなふうに向方の答弁が喰違つておる。而もこれは事務當局の方なんです。答弁が喰違つておるといふのは非常に困るのでございませぬ。その答弁の内容は翌日の日本経済新聞にも載つておりました。

○委員(黒田英雄君) 速記を止めて。

【速記中止】

○委員(黒田英雄君) 速記を始め

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。それでは委員長が議院に提出する報告書につきまして、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名を願ひます。

〔多数意見者署名〕

○委員(黒田英雄君) 次に貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして御審議を願ひます。本案につきまして御質疑はございませぬか。

○中西功君 これはこの前予算委員会の質問で、この問題が問題になりました。そして一應今後起つて来る状態を予想して考えて見ると、ここに書いてある額程要らない。即ち二十七、八億ぐらいでよろしいのだというふうな答弁があつたのであります。商工省當局のそういう答弁が實際あるのであります。ですから、これは私おかしなところだと思ふのです。その点はつきりさせて貰ふ必要があると思ふのです。

○政府委員(新井茂君) 只今の質問にお答えいたします。私予算委員会にちよつと出ておりませんので、その答弁の内容については承知いたしておりませんが、先般お手に御配付いたしました資料にもあります通り、本年度におきましては約四十八億程度の赤字になる予想でございまして、その資金を保障なく賄ひまして、輸出に支障なからしめましますために、約五十億の限度において本資金を獲得する必要がある、かように存じます。

○中西功君 ですからそんなふうに向方の答弁が喰違つておる。而もこれは事務當局の方なんです。答弁が喰違つておるといふのは非常に困るのでございませぬ。その答弁の内容は翌日の日本経済新聞にも載つておりました。

○委員(黒田英雄君) 速記を止めて。

同日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、損害保険料率算出団体に関する法律案(第九十一号)

損害保険料率算出団体に関する法律案

第一條 この法律は、公正な保険料率を算出するため設けられる損害保険料率算出団体の業務の運営を適正ならしめ、もつて損害保険事業の健全な発達を図り、保険契約者等の利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「保険料率」とは、損害保険における保険料の保険金額に対する割合をいふ。

2 この法律において「損害保険料率算出団体」とは、危険の級別その他の保険料率の算出に必要な事項の準備をなし、保険料率を算出し、過去の損害率その他の保険料率に関する資料を整理し、及びこれらを会員の利用に供するための施設を設けることを目的とする団体をいふ。

3 この法律において「会社」とは、保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第一條第一項の規定により損害保険事業を営むことにつき免許を受けた保険会社をいふ。

4 この法律において「会員」とは、損害保険料率算出団体を構成する

会社をいう。

5 この法律において「剰余金」とは、保険業法第六十六條に規定する剰余金をいう。

(料率団体の設立)

第三條 二以上の会社は、大蔵大臣の認可を受けて、損害保険料率算出団体(以下料率団体という)を設立することができる。

2 前項の認可を受けようとする会社は、定款を作成し申請書及び会員名簿とともにこれを大蔵大臣に提出しなければならない。

3 前項の定款には、保険料率を設ける保険事業の種類及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十七條に規定する事項を記載しなければならない。

(法人)

第四條 料率団体は、法人とする。

(定款の変更の認可)

第五條 料率団体が定款の変更をなすには、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(加入)

第六條 会社は、その行う保険事業の種類について設立された料率団体に加入することができる。

(会員の加入及び脱退の届出)

第七條 料率団体は、会社が加入又は脱退したときは、加入又は脱退後二週間以内、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(利害関係人の資料閲覧)

第八條 利害関係人は、その料率団体に對し、保険料率の算出の基礎となつた資料の閲覧を求めることができる。

(保険料率)

第九條 料率団体の算出する保険料率は、合理的且つ妥当なものでなければならない。又、不当に差別的なものであつてはならず。且つ、会員を拘束するものであつてはならない。

(料率の認可)

第十條 会員は、保険業法第十條第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けようとする場合においては、單獨に、直接に、且つ、自己のために、これをなさなければならない。

2 料率団体は、会員の代理人その他何等の名義をもつてするを問はず、会員のために保険業法その他の法令に基く大蔵大臣の認可を受けることができない。

(剰余金の拂戻の制限の禁止)

第十一條 料率団体は、その会員のなす保険契約者に対する剰余金の拂戻に制限してはならない。

(保険料率の周知)

第十二條 料率団体は、定款の定めるところにより、その算出した保険料率が利害関係人に周知せられ、且つ、当該保険料率につき、その意見を聞くことができる方法を講じなければならない。

(報告及び検査)

2 前項の規定の適用につき必要な事項は、命令でこれを定める。

第十三條 大蔵大臣は、何時でも、料率団体から、その事務に関する報告を徴し、又はその職員をして料率団体の事務所に立ち入り事務の状況若しくは帳簿書類その他の資料を検査させることができる。

この場合において、その職員は、

その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(違法行為に対する命令)

第十四條 料率団体がこの法律又は他の法令に基いて大蔵大臣の発する命令に違反し、又は公益を害すべき行為をなしたときは、大蔵大臣は理事若しくは監事の解任若しくは事業の停止を命じ、又はその設立の認可を取り消すことができる。

2 前項の規定により、理事若しくは監事の解任若しくは事業の停止を命じ、又は設立の認可の取消を命じ、又はその設立の認可を取り消すときは、大蔵大臣は、当該理事若しくは監事又は当該料率団体の理事にあらじめその旨を通知し、それらの者又はその代理人の出頭を求め、釈明のため証拠を提出する機会を與えるため大蔵大臣の指定する職員をして聴聞をさせなければならない。

(料率団体の成立の時期及び登記の効力)

第十五條 料率団体は、主たる事務所所在地において、設立の登記をすることに因つて成立する。

2 前項に規定する場合を除く外、この法律の規定により登記すべき事項は、登記をした後でなければ、これをもちて第三者に對抗することができる。

(設立の登記等)

第十六條 料率団体の設立の登記は、第三條第一項の規定による大蔵大臣の認可があつた日から二週間以内、これをしなければならない。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所
- 四 資産の総額
- 五 出資の方法を定めたときは、その方法
- 六 理事及び監事の氏名及び住所
- 七 存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

3 料率団体は、設立の登記をした後二週間以内、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

4 前項の規定記、料率団体の成立後、主たる事務所又は従たる事務所所在地を管轄する登記所の管轄区域外において、あらたに従たる事務所を設けた場合に、これを準用する。

(変更の登記)

第十七條 この法律の規定により登記した事項中に変更を生じたときは、主たる事務所所在地においては二週間、従たる事務所所在地においては三週間以内、変更の登記をしなければならない。

(清算終了の登記)

第十八條 料率団体の清算が終了したときは、主たる事務所所在地においては二週間、従たる事務所所在地においては三週間以内、清算終了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第十九條 料率団体の登記については、その事務所の所在地を管轄

する司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする。

2 各登記所に、損害保険料率算出団体登記簿を備える。

(設立登記の申請手続)

第二十條 料率団体の設立の登記は、理事及び監事の全員の申請によつてこれをとする。

2 前項の登記の申請書には、左の書面を添附しなければならない。

- 一 定款
- 二 資産の総額を証する書面
- 三 理事及び監事の選任があつたことを証する書面

(設立の登記以外の登記の申請手続)

第二十一條 設立の登記を除く外、この法律の規定による登記は、理事又は清算人の申請によつてこれをとする。

2 前項の規定による登記の申請書には、従たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

(登記事項の公告)

第二十二條 登記した事項は、司法事務局において、遅滞なくこれを公告しなければならない。

(民法の準用)

第二十三條 民法第三十八條第一項、第四十三條、第四十四條、第四十七條、第四十八條、第五十條から第五十四條まで、第五十八條から第六十六條まで、第六十八條から第七十條まで及び第七十二條から第八十三條までの規定は、料率団体にこれを準用する。

(非訟事件手続法の準用)

第二十四條 非訟事件手続法(明治

（保険料率）  
資料を検査させることができる。  
この場合において、その職員は、

間以内、これをしなければなら  
ない。

第十九條 料率団体の登記につい  
ては、その事務所の所在地を管轄

（非訟事件手続法の準用）  
第二十四條 非訟事件手続法（明治

三十二年法律第十四号）第二百二十  
二條、第二百三十八條、第二百三十七  
條、第三百零八條、第四百二十二條  
から第五百十條の三まで、第五百五  
十一條から第五百五十一條の六まで  
及び第五百五十四條から第五百五十七  
條までの規定は、この法律の規定  
による登記に、これを準用する。  
（法人税の不課）  
第二十五條 料率団体には、法人税  
を課さない。  
（罰則）  
第二十六條 左の各号の一に該当す  
る者は、これを六月以下の懲役又  
は五千円以下の罰金に処する。  
一 第十三條の規定による報告を  
出すことを怠り、虚偽の報告を  
なし、又は検査を拒み、妨げ、  
若しくは忌避した者  
二 第十四條の規定による命令に  
違反した者  
第二十七條 前條の違反行為をなし  
たときは、行為者を罰する外、そ  
の法人に対して各本條の罰金刑を  
科する。  
第二十八條 料率団体の設立者、理  
事、監事又は清算人は左の場合に  
おいては、これを五千円以下の過  
料に処する。  
一 この法律において認可を受け  
るべき場合にこれを怠つたと  
き。  
二 第七條の規定に違反したと  
き。  
三 第八條の規定に違反し正当の  
事由がなくして資料の閲覧を拒  
んだとき。  
四 第十二條の規定に違反したと  
き。

五 この法律に定めた登記をなす  
ことを怠つたとき。  
六 第二十三條において準用する  
民法第五十一條の規定に違反  
し、又は財産目録若しくは社員名  
簿に不正の記載をなしたとき。  
七 第二十三條において準用する  
民法第七十條又は第八十一條の  
規定に違反し破産宣告の請求を  
なすことを怠つたとき。  
八 第二十三條において準用する  
民法第七十九條又は第八十一條  
に定める公告をなすことを怠  
り、又は不正の公告をなしたと  
き。  
附則  
第二十九條 この法律は、公布の日  
から、これを施行する。  
第三十條 昭和二十二年法律第五十  
四号私的独占の禁止及び公正取引  
の確保に関する法律の適用除外に  
関する法律（昭和二十二年法律第  
百三十八号）の一部を次のように  
改正する。  
第一條第一項但書中「第二号乃  
至第五号」を「第二号乃至第四号」  
に改め、同項第五号を次のように  
改める。  
五 損害保険料率算出団体に関す  
る法律（昭和二十三年法律第  
三十一号）  
第三十一條 事業者団体法（昭和二  
十三年法律第 号）の一部を  
次のように改正する。  
第六條第一項第三号「ロ」号の次  
に「ハ」号として左の一号を加え  
る。  
ハ 損害保険料率算出団体に関  
する法律（昭和二十三年法律  
第 号）に基いて設立さ

れた損害保険料率算出団体  
第三十二條 保険業法の一部を次の  
ように改正する。  
第十一條 削除  
第三十三條 登録税法（明治二十九  
年法律第二十七号）の一部を次の  
ように改正する。  
第十九條第一項第七号中「復興  
金融庫」の下に「損害保険料率  
算出団体」を、「復興金融庫法」  
の下に「損害保険料率算出団体」  
に関する法律、」を加える。  
六月二十九日本委員会に左の事件を付  
託された。  
一、製造たばこの定價の決定又は改  
定に関する法律案（第百二十八号）  
（予備審査のための付託は六  
月一日）  
一、貿易資金特別会計法の一部を改  
正する法律案（第百三十四号）  
（予備審査のための付託は六  
月二日）  
同日予備審査のため、本委員会に左の  
事件を付託された。  
一、簡易生命保険事業における競争  
危険に因る死亡に基く保険金の支  
拂による損失の補てんに関する法  
律案（予百九十四号）  
一、物資の割当に関する手数料対等  
の徴収に関する法律案（予百九  
十五号）  
簡易生命保険事業における競争  
危険に因る死亡に基く保険金の  
支拂による損失の補てんに関す  
る法律案  
簡易生命保険事業における競争危  
険に因る死亡に基く保険金の支拂  
による損失の補てんに関する法律

第一條 政府は、簡易生命保険事業  
における今次の競争に因る死亡に  
基く保険金の支拂により生じた損  
失については、一般会計の負担に  
おいて、これを補てんすることが  
できる。  
第二條 前條の規定により補てんす  
る損失の金額は、前條の競争に因  
る死亡に基いて支拂つた保険金の  
合計額から、当該保険金支拂の基  
礎である保険契約に關し簡易生命  
保険法（大正五年法律第四十二号）  
第三條第二項の規定に基いて被保  
險者のために積み立てた金額を控  
除した金額に相当する金額を限度  
とする。  
第三條 前二條の規定による損失の  
補てんは、簡易生命保険及郵便年  
金特別会計に対する公債の交付又  
は一般会計からの繰入金をもつ  
て、これをなすものとする。但し、  
公債の交付によつて損失の補てん  
をなすことができる金額は、四億  
七千三百二十四万円を限度とす。  
2 前項の規定により交付する公債  
の交付價格、償還期限及び利率は  
次の通りとする。  
一 交付價格 額面百円につき百  
円  
二 償還期限 十年以内  
三 利率 年四分五厘  
3 第一項の規定により簡易生命保  
險及郵便年金特別会計に交付する  
公債は、これを同特別会計の保険  
勘定の積立金に属せしめる。  
4 前項の規定により公債を簡易生  
命保険及郵便年金特別会計の保険  
勘定の積立金に属せしめたとき  
は、当該公債は、これを同勘定の

積立金をもつて運用したものとみ  
なす。  
第四條 政府は、前條第一項の規定  
により公債を交付するため、同項  
但書に規定する金額を限り、公債  
を発行することができる。  
第五條 第一條の規定により補てん  
することのできる損失の範囲及び  
補てんの時期については、大藏大  
臣が、逡信大臣と協議してこれを  
定める。  
附則  
この法律は、公布の日から、これ  
を施行する。  
物資の割当に関する手数料等の  
徴収に関する法律案  
（申請手数料及び割当料の徴収）  
第一條 主務大臣は、臨時物資供給  
調整法（昭和二十一年法律第三十  
二号）に基く命令（以下割当規則  
という。）の規定による物資の割当  
を行う場合において、物資の割当  
の申請をする者及び割当を受けた  
者から、命令の定めるところによ  
り、申請手数料及び割当料を徴収  
することができる。  
2 前項の申請手数料及び割当料  
は、これを一般会計の所屬とす  
る。  
3 第一項の申請手数料及び割当料  
の金額は、次に定めるところによ  
る。  
一 申請手数料 物資の割当の申  
請をする場合において、割当申  
請書一件につき五十円を超えな  
い金額の範囲内で命令で定める  
金額

二 割当料 物資の割当を受けた者が当該物資を譲り受ける場合において、割当に係る物資の價格の統制額（譲受價格が統制額よりも低い場合又は統制額のない場合には譲受價格）に割当数量（割当数量の一部の数量に相当する物資を譲り受ける場合においてはその数量）を乗じて得た額の百分の一に相当する金額（当該金額に二円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）

4 第一項の申請手数料及び割当料は、割当申請書又は割当規則に基づいて発行された割当証明書その他の割当に関する公文書（以下割当公文書という。）に収入印紙をはつて納めなければならない。

（消印義務）  
第二條 物資の割当を受けた者に対し物資を譲り渡す者は、前條第四項の規定により割当公文書にはられた収入印紙が割当料の金額に相当することを確認して、これに消印を押さなければならない。

（割当申請書の不受理）  
第三條 主務大臣が第一條第一項の規定による命令の定めるところにより申請手数料を徴収する場合において、割当の申請をする者が同條第四項の規定にかかわらず収入印紙を貼らない割当申請書を行政機関に提出したときは、当該行政機関は、これを受理しない。

（割当公文書の無効）  
第四條 主務大臣が第一條第一項の規定による命令の定めるところにより割当料を徴収する場合において、

で、割当を受ける者が同條第四項の規定にかかわらず割当公文書に収入印紙を貼らなかつたときは、当該割当公文書は、これを無効とする。

2 物資を譲り渡す者が、物資の割当を受けた者に対し割当に係る物資を譲り渡す場合において第二條の規定にかかわらず割当公文書にはられた収入印紙に消印を押さなかつたときは、当該割当公文書は、その後の取引においては、これを無効とする。

（罰則）  
第五條 前條第一項の場合において、当該命令に違反して割当料を納めなかつた者は、これを二万円以下の罰則に処する。

2 前項の場合において、納付しなかつた割当料の金額は、直ちに、國稅徵收法（明治三十年法律第二十一号）の例により、これを徴収する。但し、先取特權の順位は、國稅に次ぐものとする。

第六條 第二條の規定に違反した者は、割当公文書一通ごとに、これを五百円以下の罰金に処する。

第七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

附則  
この法律は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十三年九月七日印刷

昭和二十三年九月八日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局

（第十六類）

（四三三）